

騒音・振動 届出関係Q & A (ひたちなか市)

目次	
Q 1	騒音規制法の「特定施設の種類ごとの数変更届出書」, 茨城県生活環境の保全等に関する条例の「騒音特定施設等設置 (変更) 届出書」の提出が必要な場合, 不要な場合の具体例は。
Q 2	騒音規制法若しくは茨城県生活環境の保全等に関する条例の特定施設を既に設置し届出している特定工場等が, 新たにひたちなか市公害防止条例の届出施設を設置する場合, 届出は必要か。
Q 3	馬力数表示の機械の定格出力の解釈は。
Q 4	非常用の施設, 現在は使用していない施設も届出が必要か。また全ての特定施設を使用しなくなった場合は, 使用全廃 (廃止) 届出が必要か。
Q 5	工場等の移転により, 所在地が変更されたときの届出は。
Q 6	空調の室外機は, 空気圧縮機に該当するのか。
Q 7	乾燥機の中の送風機について届出が必要か。
Q 8	一つの定格出力が 7.5 k w 未満の原動機 3 台を備えた空気圧縮機は届出が必要か。
Q 9	金属を破碎する目的の破碎機は届出が必要か。

Q1 騒音規制法の「特定施設の種類ごとの数変更届出書」、茨城県生活環境の保全等に関する条例の「騒音特定施設等設置（変更）届出書」の提出が必要な場合、不要な場合の具体例は。

A1 音の性質として、音源が複数あり、音源間に騒音レベルの差がある場合、小さい音源の騒音レベルは、一番大きい音源の騒音レベルに吸収されます。さらに同一レベルの音源が複数ある場合において、その音源の数がさらに増加しても、2倍で3デシベル、10倍で10デシベルしか増加しません。このような性質から、特定施設の数の変更については、直近の届出から数が2倍を超えるまでは届出が不要とされています。

届出必要な場合

①新しい種類の施設を設置する場合

（例）既に2.空気圧縮機を設置、新たに9.印刷機械を設置する

②同じ種類の施設が直近の届出数の2倍を超えて増加する場合

（例）最初の設置 5台（届出必要）

第1次増設 5台（計10台）（届出不要）

第2次増設 1台（計11台）（最初の届出の2倍を超えるので届出必要）

第3次増設 10台（計21台）（届出不要）

第4次増設 2台（計23台）（直近の届出の2倍を超えるので届出必要）

【注意】 届出する際には、直近の届出から増設した施設全てを届出する必要があります。上記例の第4次増設時には、2台を届出するのではなく、直近の届出（第2次増設時）から増設した12台を届出する必要があります。よって、騒音特定施設を設置する場合には、現在何台届出しているのか、次に何台になったら届出する必要があるのか、管理及び引継ぎを行ってください。

届出不要な場合

①特定施設を更新する及び大型化する場合

（例）8kwの送風機を10kwの送風機に更新する（台数は変わらない）

【注意】 小型化も原則届出不要ですが、小型化により特定施設の対象では無くなり（上記例では7.5kw未満の送風機に更新する）、それにより特定工場等内全ての特定施設が廃止された場合は、特定施設使用全廃（廃止）届出書とひたちなか市公害防止条例の届出施設設置届出書の提出が必要となる場合があります。詳細はQ2をご確認ください。

②特定施設の種類ごとの数を減少する場合

（例）送風機5台を4台にする場合

Q2 騒音規制法若しくは茨城県生活環境の保全等に関する条例の特定施設を既に設置し届出している特定工場等が、新たにひたちなか市公害防止条例の届出施設を設置する場合、届出は必要か。

A2 騒音規制法若しくは茨城県生活環境の保全等に関する条例の騒音規制基準は、特定工場等の敷地境界線における基準であり、敷地内にある特定施設以外の施設（機械等）からの騒音も含めて規制を受けます。また、音の性質として、音源が複数あり、音源間に騒音レベルの差がある場合、小さい音源の騒音レベルは、一番大きい音源の騒音レベルに吸収されます。

よって、既に特定工場等になっている場合は、その後設置するひたちなか市公害防止条例の届出施設からの騒音も、騒音規制法若しくは茨城県生活環境の保全等に関する条例の規制を受けること、また特定施設より小さな音源である届出施設の騒音は、特定施設の騒音に吸収されてしまうことから、届出施設を設置する届出は不要となります。ただし、今後特定施設を全て廃止し、特定施設使用全廃（廃止）届出書を提出するときは、同時にひたちなか市公害防止条例の届出施設設置届出書の提出が必要です。

Q3 馬力数表示（PS，HP）の機械の定格出力の解釈は。

A3 1馬力が0.746kwに相当するものとして取り扱います。5馬力（5PS，5HP）

は 3.73 k w になります。

Q 4 非常用の施設，現在は使用していない施設も届出が必要か。また全ての施設を使用しなくなった場合は，使用全廃（廃止）届出が必要か。

A 4 非常用の施設，現在は使用していない施設であっても，各法令の特定施設若しくは届出施設に該当する場合は届出が必要です。また，施設を使用しなくなったとしても廃棄処分するまでは，使用全廃（廃止）届出書を提出は不要です。

Q 5 工場等の移転により，所在地が変更されたときの届出は。

A 5 工場等内の施設配置及び防除対策等が異なるため，移転前の特定施設については，特定施設使用全廃（廃止）届出書を，移転先の特定施設については，特定施設設置届出書の提出が必要になります。

Q 6 空調の室外機は，空気圧縮機に該当するのか。

A 6 空調の室外機は，騒音の特定施設及び届出施設の「空気圧縮機」，振動の特定施設の「圧縮機」には該当せず，冷媒（液化ガス）を圧縮する「冷凍機」（日本標準商品分類）に該当します。よって以下の手続きが必要となります。

①空調の室外機は，冷凍機と送風機の両方の機能を備えているため，冷凍機と送

風機のどちらの方が定格出力が大きいか確認する。

②冷凍機の定格出力の方が大きく、かつ7.5kw以上の場合、ひたちなか市公害防止条例の「冷凍機」で届出する（ただし家庭用エアコンは除く）。

③冷凍機の定格出力の方が大きい7.5kw未満の場合、若しくは送風機の定格出力が大きい場合は、送風機の定格出力に応じて、騒音規制法若しくは茨城県生活環境の保全等に関する条例（7.5kw以上）、又はひたちなか市公害防止条例（3kw～7.5kw未満）の「送風機」として届出する。

【注意】 ひたちなか市公害防止条例の届出は不要な場合もあります。詳細はQ2をご確認ください。

Q7 乾燥機の中の送風機について届出が必要か。

A7 機械に内蔵されている送風機についても、定格出力に応じて「送風機」として届出が必要です。

Q8 一つの定格出力が7.5kw未満の原動機3台を備えた空気圧縮機は届出が必要か。

A8 空気圧縮機は、原動機一台当たりの定格出力が7.5kw以上のものに限り特定施設なので届出は不要です。圧延機械のように定格出力の合計が2.25kwなどと記載

されているものは合計の出力になります。

Q9 金属を破碎する目的の破碎機は届出が必要か。

A9 土石用又は鉱物用の破碎機と同等の処理能力を有する場合には届出が必要です。